高松市測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札等業者選定要領

（趣旨）

第１条　この要領は、高松市契約規則（昭和３９年高松市規則第３６号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成３０年高松市規則第３４号）第１００条において読み替えて準用する場合を含む。）及び高松市契約事務処理要綱（昭和４３年高松市庁達第８号。高松市下水道事業契約事務要綱（平成３０年４月１日施行）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、市（病院局を除く。）が発注する測量・建設コンサルタント業務等に係る指名競争入札（公募型指名競争入札を除く。）又は随意契約を行う場合において指名する業者の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

（指名業者の選定）

第２条　指名競争入札を行う場合において指名する業者（以下「指名業者」という。）は、測量・建設コンサルタント業務等に係る令和９年４月１日から令和１１年３月３１日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件（令和８年高松市告示第５９０号。以下「入札参加資格告示」という。）の定めるところにより令和９・１０年度高松市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿に登載された者のうちから、高松市契約事務処理要綱第２章第１節及び第２節の規定に基づき、業種に応じ選定するものとする。

（市内企業への優先発注の方針）

第３条　地元企業の育成及び地域経済の活性化を図るため、指名業者の選定に当たっては、市内企業において履行が可能と認められる業務については、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、市内企業を優先するものとする。

２　市内企業において履行が可能と認められない業務又は市内企業のみでは競争性の確保を図ることができない業務については、準市内企業・市外企業の順で、指名の対象を拡大するものとする。

３　第１項及び前項の市内企業、準市内企業及び市外企業とは、次の者をいう。

（１）　市内企業　法人にあっては主たる事務所の所在地（入札参加資格告示第１項第６号ア(ア)に規定する主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）が高松市内である法人で、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１７条の２第８項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあっては住民票の住所が引き続き１年以上高松市内である者（住民票の住所が高松市内である者で、直前の１月１日現在の住民票の住所も高松市内であるものを含む。）で、高松市内に事務所（同号ア(イ)に規定する事務所をいう。以下同じ。）を有するものをいう。

（２）　準市内企業　法人にあっては主たる事務所の所在地が高松市外である法人で、従たる事務所の所在地が高松市内で、契約の締結等の権限を当該事務所に委任し、かつ、地方税法第３１７条の２第８項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあっては高松市内に事務所を有する者（市内企業に該当する者を除く。）をいう。

（３）　市外企業　それぞれ前２号のいずれにも該当しない者をいう。

（随意契約の相手方の選定）

第４条　随意契約の相手方の選定については、前２条の規定を準用する。この場合において、第２条中「第２章第１節及び第２節」とあるのは、「第２章第１節」と読み替えるものとする。

２　随意契約の相手方の選定においては、その理由及び業者選定の理由を明らかにしなければならない。

（秘密の保持）

第５条　業者の選定については、取扱者以外の者に漏れないよう、細心の注意をもって秘密を保持しなければならない。

附　則

この要領は、令和８年１１月１６日から施行する。